

# ■ 意見書 ■

## 外国人技能実習生の入国、在留資格等に関する意見書

本県においては、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う人手不足等を背景に、外国人技能実習生は食料品製造業をはじめ各種産業になくってはならない存在となっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の水際対策としての入国制限により、新規の技能実習生などの入国ができず、一方、帰国者については、一定数の出国が続いていることから、深刻化する人手不足を補う形で外国人技能実習生を受け入れてきた本県中小企業の事業と雇用に影響がでている。

また、現在入国できる国際空港は都市部に限定されている上、感染防止のため入国後一定期間の待機が必要であり、かつ、待機施設への移動については公共交通機関が利用禁止となっていることから、受入団体が待機施設を確保した上で独自に交通手段も確保して出迎える必要があり、大きな負担となっている。

更に、技能実習期間終了後に帰国困難な実習生が、受入団体の支援により特定活動の在留資格を取得した後、本人から突然県外企業に転職する旨を知らされる例が多く、受入団体の雇用計画に支障が及び、転職に伴う手続きにも苦慮しているところである。

よって、国においては、外国人技能実習生を受け入れるにあたって、次の措置を講じることを強く要望する。

### 記

- 1 新たな変異株への対応をはじめとする新型コロナウイルス感染症拡大防止体制を早急に構築の上、外国人材の新規入国を再開し、入国者枠を緩和するとともに、地方空港の国際線の再開を促進し、外国人技能実習生が入国できる空港を拡大することにより、地方の中小企業の負担を軽減すること
- 2 政府が実施している水際対策と対策後の国内移動等にかかる受入団体の負担を軽減する施策を実施すること
- 3 技能実習期間終了後に引き続き特定活動などで在留している者が転職する場合は、現在就労している企業や監理団体が、十分な期間を取って転職先企業やその支援機関と手続きなどについて調整できるよう、国が指導等を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
外務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

） 殿

上記のとおり発議する。

令和3年12月20日

鹿児島県議会産業経済委員長 西 村 協